

新年挨拶

富士見町長 名取重治

町民の皆さま、あけましておめでとうございます。

それぞれに希望に満ちた新春をお迎えのことと思います。

私も清々しいきもちで、新しい都市に向かって精力的に仕事に取り組むよう決意を新たにしているところです。“一月一日”に日付が変わるだけで、全てが新しくなり、気持ちを切り換えられるのは、我々日本人の持つ良い意味での特性のように思います。

さて、昨年を振り返りますと、日本中で大雨や猛暑、地震などの自然災害が多発いたしました。

富士見町でも台風の襲来によって、昭和五十七年以来という大きな災害を受けました。幸い人災はなく、応急復旧は関係者の皆さまの絶大なご協力によって概ね終了しております。しかしながら、本復旧と今後の安全対策に付いては、まだまだこれからが正念場となりますので、引き続き町民の皆さまのご協力をお願いいたします。

土石流の発生現場に足を運び、改めて自然の猛威を身にしみて感じ、防災・減災対策の重要性を再認識いたしました。これからも町民の皆さまが安心して安全に暮らせる環境整備のため、全力を挙げて取り組む決意です。

調整には、多くの課題が山積していおりますが、私は明るい気持ちで全て前向きな姿勢を持って取り組んで参りたいと強く思っております。町民の皆さまには引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

皆さまにとって、今年一年が穏やかで実りの多い年となりますよう心からお祈り申し上げて新年の挨拶といたします。

新年挨拶

富士見町議会議長 五味平一

あけましておめでとうございます。

町民の皆さまには、希望に満ちたすがすがしい新春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

年頭にあたり富士見町議会を代表しまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、六月下旬には観測史上初となる関東甲信地方の梅雨明け宣言がありました。その後、気象庁は今年の夏は三十年に一度の異常気象であると発表し、とにかく暑い夏でもありました。一方、近年は地球温暖化が原因であると言われている台風の上陸数が多くなり、当町でも二十一号・二十四号の台風では多くの被害が発生しました。特に、倒木による数日間にわたる停電は今後の課題でもあり、対策を急がなければなりません。議会では、一日でも早い災害復旧に努めるとともに、安全安心の

街づくりに取り組んでまいります。

そして、議会は長民参加型の開かれた議会を目指し「議会基本条例」の制定を進め、魅力ある街づくりと、町民福祉の向上に努めてまいります。

さらには、日本遺産に認定された四千年前とも五千年前とも言われる縄文文化が町の新たな心引かれるまちづくりのきっかけになることを期待しております。

年頭にあたり、町民の皆さまにとりまして、本年が活力にあふれ、笑顔で暮らせる素晴らしい年になりますよう心よりご祈願申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成 30 年度住民懇談会の報告

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

10月30日から11月4日まで、町内5会場で住民懇談会を開催したところ、多くの町民の皆さまにご参加いただきました。

今年度の懇談会では、名取町長が町の財政状況と第5次富士見町総合計画（後期）、および来年度の政策方針について説明しました。

参加された皆さまからのご意見・ご質問等のうち、主なものを報告します。

台風 21 号・24 号の災害状況について

平成30年9～10月に町内を大型の台風21号・24号が通過し、多大な被害が発生しました。住民懇談会でも台風に関するご質問やご要望が多く寄せられました。

主な被害の内容

・停電

台風21号 800戸

台風24号 3,600戸

・農業用ハウス

全壊13棟

半壊15棟

・家屋の被災

一部損壊2件

・農機具小屋

全壊2件

・河川道路の被害

63件

・富士見高原ゴルフコースの被害

役場や町内組織の主な対応

総務課

- ・台風に備えて事前配備会議
- ・有線（告知）放送等での事前の注意喚起
- ・災害本部設置・運営
- ・ホームページ、有線（告知）放送等での情報提供

建設課

- ・危険箇所パトロール、倒木処理
- ・宮川の越水対応
- ・町建設事業協同組合と協力し、災害の応急復旧

上下水道課

- ・情報収集・現地パトロール
- ・上水施設停電

町職員が対応

- ・下水施設停電

職員および委託事業者が対応

※10月5日に完全復旧（結果、断水なし）

産業課

- ・農業施設等の被害の把握
- ・土石流に関する国・県との諸調整

子ども課

- ・保育園、小学校等の停電対応

建設事業協同組合

- ・宮川の越水対応
- ・危険箇所パトロール
- ・災害の応急復旧（河川の浚渫工事、道路整備、倒木処理）

消防団

- ・9月30日深夜～10月1日未明にかけて町内パトロール
- ・河川の警戒、倒木等の情報収集と報告

社会福祉協議会・包括支援センター・民生児童委員・住民福祉課

- ・高齢者台帳、地域支え合いマップを活用し、一人暮らし及び高齢者世帯を訪問

※社会福祉協議会・包括支援センターでは要支援者の対応を別途実施

今後の対応

- ・切掛川・母沢川の本復旧
- ・避難施設（学校等）の機能強化
- ・避難所の備蓄物資の充実と個人備蓄の啓発

- ・ 停電に強い情報連絡手段の確保
- ・ 避難情報（準備・勧告・指示）発信判断の明確化
- ・ 国有林内の保安林指定、砂防事業の早期実現

防災関連の質疑応答

Q：大規模な停電が発生したが、その原因と今後の対策は。

A：原因は倒木によるものがほとんど。

今後、中部電力と主要な道路の電線、電柱の支障となる樹木の除去について、お互いに協定を結び対策を講じていく。その原資には森林税等の活用を要望していく。

Q：停電した地域では情報が入ってこなかった。

A：町では有線（告知）放送、防災メール、防災行政無線、ホームページで情報を提供した。また 21 号の際には、詳細な停電エリアが分からずに情報を提供できなかった。24 号の際には、反省をふまえ中部電力の職員 2 名が役場に待機し、停電エリアの共有、町からの復旧エリアの優先順位の指示などを行い、対応の改善を図った。今後の課題として、速やかな情報提供と停電エリアへの情報発信が挙げられており、引き続き研究していく。

Q：国有林内で発生した土石流について

A：国有林は国が管理しているため、今後保安林としての指定を要望し、砂防対策をお願いしていく。

再生可能エネルギーについて

Q：太陽光発電に対する町の方向は。

A：これまでどおり、違法行為に対しては法令・条例に基づき徹底して対応していく。正式な申請に基づく案件に関しては厳密に審議していく。今後条例を制定し規制を強化する。

Q：区に対して業者から再生可能エネルギーについて相談される。役場のどこに相談すればいいのか。

A：相談窓口は総務課 企画統計係（電話 6 2-9 3 3 2）。

Q：富士見メガソーラー株式会社（FMK）の運営について、今後パネルの劣化等も考慮しているのか。

A：現在 FMK からは、町に対して年間 6 千万円を超える収入がある。事業を開始して 5 年が経過しているが、パネルの劣化はほとんど見られない。なお富士見町の日照時間は近年 2 千時間程度であるが、20 年前は 1 千 8 百時間程度だった。このような気候変動等のリスクがあることは承知し、考慮している。

その他について

Q：パノラマリゾートの支援について、今年度末に外部への借金がなくなり、支援計画が一区切りするが、引き続き中長期的な施設整備を実施していくとの説明があった。

一区切りとなるのなら、議会や町民と議論すべきではないか。町が施設を所有し、それを修繕していくことに不安を感じる。

A：借金はなくなるが、現在の財務状況では民営化したくてもできない。その中で町に雇用や経済効果を生み出しているパノラマリゾートは町の施設として経営していかねばならない。これは富士見町の宿命であると考えている。

Q：落合保育園の全面的な改修の話題があったが、落合保育園の再編計画での位置づけは？

A：落合保育園については、当面は使用を続けていくために今年度改修を実施した。長期的な方針となると現時点では申し上げることはできない。今後は子どもの人口も減るので、町全体で考えていくことになるが、同時に年少人口の減少を抑制する取り組みも進めていく。

Q：台風災害を経験してライフラインの強靱化の必要性を痛感した。水道管も古いものが多いので、積極的に耐震化を考えてもらいたい。

A：個別施設計画（アセットマネジメント）で当面の10年間と、長期的視点の40年間の更新費用などを算出し、施設更新を具体的に定めている。

現在、耐震化は主要な幹線を中心に整備を進めており、2021年までに松目区内から富士見小学校まで整備を進める。その後は、数年かけて富士見小学校からJRの線路を超えるまでの範囲を整備する予定。

Q：大平の再基盤整備の結果や大平の負担金の仕組みについて教えてほしい。また、小六・乙事の再基盤整備についてはどうか。

A：大平では水田から畑地へと整備を行い、高収益化が見込まれる野菜等の作付けが可能になった。今後新たな雇用を生み出し公益も創出される。負担金は株式会社カゴメが出資している『八ヶ岳みらい菜園』が担っている。

小六や乙事は湿田を畑地に整備し、増収が見込まれる葉物野菜の露地栽培を進めていく。

Q：若者に対して町内企業のPRが必須ではないか。自分も町内で知らない企業もある。東京で開催されるセミナーは地元企業と連携してPRしたらどうか。

A：町内の企業を知ってもらうことは重要と考える。町内企業の様子を把握するために今年度から産業課職員が町内企業を訪問し、企業の困りごとと相談を行っている。また中学生には、「なるには教育」など職業感を学ぶ機会を設けている。今後は地元企業にも関心を持ってもらえるような教育を学校にも投げかける。

Q：国内の観光地に外国人が増えていると聞くが富士見町の状況や外国語の案内板の整備状況は。

A：広域連携でインバウンド（外国人の誘客）の取り組みを積極的に行っている。外国語での案内は、二次交通の車内アナウンスでは実施している。今後は八ヶ岳観光圏での補助事業で案内板等の整備を進める。

この他にもたくさんのご意見をいただきました。詳細については町ホームページをご覧ください。また住民懇談会で配布した資料についてもホームページにアップロードしていますのでご確認ください。

皆さまからお寄せいただいたご意見を参考に、これからもよりよい町づくりを進めてまいります。

ホームページ：<http://www.town.fujimi.lg.jp>

1年間よろしく申し上げます

平成 31 年

区長・集落組合長紹介

【お問合せ先】総務課 庶務人事係

【電話番号】62-9322

御射山神戸区

伊藤勝巳（いとう かつみ）

栗生集落組合

小松光徳（こまつ みつのり）

大平区

内藤賢（ないとう けん）

松目区

樋口廣道（ひぐち ひろみち）

原の茶屋区

小林延常（こばやし のぶつね）

若宮区

前島利夫（まえしま としお）

木之間区

折井正文（おりい まさふみ）

花場区

五味強志（ごみ つよし）

休戸区

浅岡正玄（あさおか まさはる）

横吹区

窪田達郎（くぼた たつろう）

とちの木区

樋口広視（ひぐち ひろみ）

富士見区

名取充（なとり みつる）

南原山集落組合

日達雅雄（ひたち まさお）

富原区

小林祐一（こばやし ゆういち）

富士見ヶ丘区

山崎成二（やまざき せいじ）

塚平区

窪田信幸 (くぼた のぶゆき)
富ヶ丘区
土屋俊章 (つちやとし あき)
乙事区
佐久一典 (さきゅう かずのり)
立沢区
植松久春 (うえまつ ひさはる)
瀬沢新田集落組合
御園盛 (みその しげもり)
富里区
真道建造 (しんどう けんぞう)
富士見台区
久保武比古 (くぼ たけひこ)
桜ヶ丘区
有川辰一郎 (ありかわ しんいちろう)
下蔦木集落組合
窪田豊一 (くぼた とよかず)
上蔦木区
窪田正利 (くぼた まさとし)
神代区
森山好一 (もりやま こういち)
烏帽子区
藤森光友 (ふじもり こうゆう)
平岡区
五味一 (ごみ はじめ)
机区
河角正尚 (かわすみ まさなお)
先能集落組合
名取勝夫 (なとり かつお)
瀬沢区
俵道勝彦 (しゅんどう かつひこ)
小六区
小池由紀夫 (こいけ ゆきお)
高森区
小林幸人 (こばやし ゆきと)
信濃境区
田邊豊和 (たなべ とよかず)
池袋区
平出政人 (ひらいで まさと)

田端区

小林勉（こばやし つとむ）

先達区

小林潔（こばやし きよし）

葛窪区

平出孝（ひらいで たかし）

広原区

ライディン ロンダ ケイ

コミュニティ助成事業は

チイキノコミュニティ活動を応援します

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費で実施している受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行うための助成事業です。

平成30年度は、桜ヶ丘区と原の茶屋区自主防災会が宝くじの助成金で備品を整備しました。

桜ヶ丘区

【整備された備品】

除雪機

スタッキングチェア

台車

原の茶屋区自主防災会

【整備された備品】

非常用浄水装置

給水タンク（500リットル・1000リットル）

蛇口付給水器

「広報ふじみ」をアプリ配信しています

【お問合せ先】総務課 文書情報

【電話番号】62-9324

「広報ふじみ縮刷版」を販売しています

【お問合せ先】総務課 文書情報

【電話番号】62-9324

3月1日から

「コンビニ証明書交付サービス」を始めます

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

町では、セブンイレブンやローソン、ファミリーマートなどのコンビニエンスストアにあるマルチコピー機を利用して、「いつでも」「どこでも」証明書の取得ができる「コンビニ証明書交付サービス」を3月1日（金）から始めます。ぜひご利用ください。

このサービスを利用するためには、マイナンバーカードが必要となります。

詳しくはコンビニ証明書交付サービスで検索してください。

マイナンバーカードの発行は申請から約1ヶ月かかります

コンビニ証明書交付サービスを3月から利用したい場合は、お早めに申請をお願いします。

マイナンバーカードの申請についてご不明な点は係までお問い合わせください。

「郵便局での証明書交付サービス」および「諏訪広域相互証明交付サービス」は平成31年3月末で終了します。

現在ご利用いただいている郵便局における証明書交付サービス並びに諏訪6市町村が相互に行っている証明書交付サービスは、3月29日（金）をもちまして終了します。

今までこれらのサービスを利用されていた皆さまは、ぜひ新しい「コンビニ証明書交付サービス」のご利用をご検討ください。また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、カードの発行申請もあわせてご検討ください。

富士見町ブロック塀等防災対策事業補助制度をご活用ください

【お問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9217

ブロック塀等の倒壊、転倒によって発生する被害を防止するため、ブロック塀等の撤去および補強工事を行う方に費用の一部を補助します。

【対象物】

倒壊や転倒した際に道路の通行を妨げ、または通行人に対して被害を与える恐れがあり、地面からの高さが70センチメートルを超え、かつ次のいずれかに該当するブロック塀等。

- ・ ひび割れしているもの
- ・ 破損しているもの
- ・ 傾斜しているもの
- ・ 法令の基準に適合しないもの

【対象者】

- ・ ブロック塀等の所有者または町長がこれに準ずる者として認める方
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方
- ・ 富士見町が賦課する町税等の滞納がない方

【対象工事】

着工した年度内に実績報告書が提出できる工事

【補助金額】

工事費の2分の1以内で1,000円未満を切り捨てた額（上限10万円）

【申込手続】

工事着手前に「富士見町ブロック塀等防災対策事業補助金交付申請書」を提出してください。
また、申請前に必ず事前相談をお願いします。

住民税・所得税の申告情報（第2回）

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問合せ先】諏訪税務署

【電話番号】52-1390

2月18日から3月15日までが申告期間です。毎年申告をしている方はもちろんのこと、お勤め先で年末調整をされた方、給与のほかに農業等の副収入がある方、公的年金等を受給されている方もご確認いただき、忘れずに申告をお願いします。

なお、申告相談会の日程等は、広報ふじみ2月号でお知らせします。

所得税確定申告をしなければならない方

会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方

1. 給与の年間収入金額が2,000万円を超えている方
2. 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
3. 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与（年末調整をされなかった給与）の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

4. 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方 ※少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。
5. 災害減免法により、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
6. 所得税の源泉徴収義務のない者から、給与等の支払いを受けている方

公的年金を受給されている方

1. 公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を差し引くと残額がある方
※公的年金等の収入が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。(※1 参照)
2. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
3. 外国の公的年金を受給している方（平成 27 年分以降は 400 万円未満でも申告が必要となりました。）

上記以外の方

1. 所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
2. 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

確定申告により、所得税の還付を受けられる場合がある方

給与所得者や年金所得者で下記に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

1. 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得があまり多くない方
2. 医療費が多額にかかった方、または一定の取り組み（健康診断など）を受け、特定一般医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入金額が 1 万 2 千円を超える方（従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を重複して適用することはできません）
3. 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
4. 上場株式等の配当があり、課税所得が 330 万円未満の方
申告された株式等の配当所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

住民税申告をしなければならない方 ※1

平成 31 年 1 月 1 日現在、富士見町に居住している方で下記のいずれかに該当する方は、申告が必要です。

なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

1. 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに収入があった方
（1 か所から給与の支払いを受けている方で、会社で年末調整をされた方は不要です。）
2. 給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得（20 万円以下を含む）があった方
3. 公的年金等の収入が 400 万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方

4. 中途退職などで、年末調整がされていない方
5. 内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整がされていない方
6. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※住民税申告についての詳しいお問い合わせは、財務課 町民税係（62-9122）までお願いします。

雑所得・事業所得に関するもの

・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など

事業を営まれている方（営業・農業・不動産）は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。

農業に関する収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会を開催しますのでお出かけください。

税務署での平成 30 年分所得税の確定申告について

【受付期間】 2月18日（月曜日）から3月15日（金曜日）（土曜・日曜・祝日は除く）

午前8時30分から午後4時（相談開始：午前9時から）

【場所】 諏訪税務署

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めに受付を済ませてください。なお、相談が複雑な場合は、午後3時までに受付を済ませてください。相談が午後5時を過ぎる場合は、当日に申告書が完成しない場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※所得税確定申告に関することは税務署にお問い合わせください。

【所得税確定申告書の提出および相談先】

諏訪税務署

〒392-8610

諏訪市清水2丁目5番55号

一般的な国税相談（電話相談センター）

電話 52-1390（自動音声案内番号「1」）

税務署窓口での相談の予約等

電話 52-1390（自動音声案内番号「2」）

以下に該当する方は、税務署で直接申告してください。

- ・ 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- ・ 住宅ローン控除を初めて申告する方税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- ・ 農業所得、事業所得、不動産所得が300万円を超える方
- ・ 青色申告の方

- ・ 贈与税、相続税等の申告をする方

※該当する方は、役場で行う申告相談会で相談を受けることができません。お手数ですが税務署での申告をお願いします。

還付申告作成コーナー

町では、事業等の所得がなく、給与所得や公的年金収入のみの方で、医療費控除等について還付を受ける方の「還付申告」に限り利用できる申告コーナーを設置します。

【期日】

2月4日（月曜）から2月15日（金曜）

【設置時間】

午前9時から午後4時

【設置場所】

役場1階 101会議室

※原則、国税庁のホームページからご自身で入力できる方の利用に限ります。利用される方は、マイナンバーカード又は税務署が発行するID・パスワードが必要となります。（PC、プリンタ、ICカードリーダーは設置してあります。）

※この期間の職員による申告相談はお受けしませんので、ご承知おきください。

早くて便利はe-Taxをご利用ください

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

e-Taxのご利用にあたっては、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式（あらかじめ税務署で利用者識別番号を取得する必要があります。）により申告ができます。

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

また、上記のような事前の手続きがなくても、ホームページ内の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出することもできますので、ぜひご利用ください。

農業所得に係る農業収支内訳書および

償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問合せ先】財務課 資産税係

【電話番号】62-9124

【対象者】

1. 農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（※青色申告者の方はご遠慮願います。）

2. 事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

【期日】

1月22日（火曜）

富士見地区・乙事

1月23日（水曜）

境地区・立沢

1月24日（木曜）

落合地区

【受付時間】

午前の部：午前9時から11時

午後の部：午後1時～4時

までに受付を済ませてください。

【場所】

役場1階101・102会議室

【持ち物】

1. 収支内訳書（自分で作成したもの）
2. 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
3. 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
4. 出荷伝票、籾受通知書、農業用の貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
5. 償却資産申告書（未提出の方）
6. 印鑑（認印）
7. その他必要と思われるもの

【その他】

- ・ 収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、ご持参ください。
- ・ 収支内訳書の作成を補助する会ですので、自分でできる範囲で作成した収支内訳書を必ずご持参ください。
- ・ 収支内訳書の作成には時間を要します。時間に余裕をもってお越しください。
- ・ 預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
- ・ 事業用として所有されている資産（課税対象となるものは除く）は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。

【事業主のみなさま】給与支払報告書(個人別明細書)をご提出ください

平成30年中に給与を支払った従業員、パート、アルバイト及び中途退職された方で、平成31年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、事業主のみなさまに給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いしています。また、平成30年度から原則すべての事業主のみなさまに従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収切替理由書と給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄への符号の記載が必要となりますので、ご注意ください。お忙しい時期ですが、お早めのご提出をお願いします。

【提出期限】

1月31日（木曜）

【提出先】

財務課 町民税係（役場1階4番窓口 電話62-9122）

【その他】

「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は上記窓口にありますので、必要な方はお手数ですがお越しください。

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

町内で事業（農業や、会社・商店・工場経営など）を行っている個人や法人は、平成31年1月1日現在に所有する償却資産（事業のために使用や保管している資産）の状況を申告してください。

該当する資産が無い場合や、所有する資産に増減が無い場合でも、提出期限までにご提出ください。

【申告書提出期限】

平成31年1月31日（木曜）

※早めの提出にご協力ください

国民健康保険と後期高齢者医療保険の医療費通知を発行しています

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

医療費通知は、被保険者のみなさまに健康や医療に対する理解を深めていただくことを目的として発行しています。

被保険者のみなさまが受診状況を確認し、健康づくりに努めることで医療費の増加が抑えられると、医療保険財政の運営が健全になり保険料の上昇抑制も期待されます。

特別な事情がある場合を除き、期間中に医療を受けた全ての被保険者に対し作成し、国民健康保険は世帯主宛、後期高齢者医療保険は被保険者本人宛に送付します。

なお、平成30年度にお送りする医療費通知から、所得税確定申告の医療費控除の医療費明細書として使用することができます。医療費控除の申告をされる際は、10月診療分までの医療費通知と合わせて、11月及び12月診療分の医療機関等からの領収書を添付の上、申告してください。

問い合わせ先

・医療費通知について

国保の場合：住民福祉課 国保年金係（電話番号62-9111）

後期の場合：長野県後期高齢者医療 広域連合業務課給付係（電話番号 026-229-5320）

・確定申告や医療費控除について

諏訪税務署（電話番号 52-1390）

年金だより

新成人のみなさん おめでとうございます

【お問合せ先】岡谷年金事務所

【電話番号】23-3661

住民福祉課国保年金係

【電話番号】62-9111

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20 歳になったら国民年金

国民年金は、日本国内に住民票のある 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入しなければならない制度です。

厚生年金等に加入していない方には、20 歳の誕生日までに日本年金機構から加入手続きのご案内が届きますので、すみやかに住民福祉課国保年金係（役場 1 階②番窓口）に届け出をしてください。（既に厚生年金や共済組合に加入している方は手続きの必要はありません）

国民年金は 3 種類の基礎年金です

1. 老後を支えます…老齢基礎年金
2. 病気やけがで障がいの状態になったときに支えます…障害基礎年金
3. 加入者が亡くなったときに子のある配偶者、子を支えます…遺族基礎年金

国民年金保険料の納付猶予制度

- ・ 学生の方は：「学生納付特例制」

ご本人の所得が一定額以下の場合、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

（申請には学生証の写しまたは在学証明書が必要です）

- ・ 学生でない 50 歳未満の方は：「納付猶予制度」

ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。税対象となるものは除く）は、固定資産税における償却資産として毎年 1 月末日までに申告が必要です。

申請をご希望の方は、印鑑や学生証等（学生のみ）をお持ちの上、住民福祉課国保年金係または岡谷年金事務所でお手続きをしてください。

20歳の歯科健康診査は2月までに

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係(保健センター内)

【電話番号】62-9134

- ・ 新成人となる節目の年に、歯科健康診査で自分の歯と口全体の状態を知りましょう。
- ・ 歯周病は歯の喪失にとどまらず、狭心症や心筋梗塞、糖尿病などを引き起こす原因となることがある疾患です。また、歯周病の原因となる歯垢はいろいろな細菌が塊になったもので、口臭の原因にもなります。

無料でパノラマレントゲン撮影が受けられます

20歳前後から生えてくる「親しらず」の状態や歯・顎の骨など全体の様子を知ることができます。

【対象者】

今年度20歳になる方（平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの方）

【実施期間】

2月28日(木曜日)まで

※期間を過ぎると無料で健診を受けることはできません。

※対象者の方には昨年5月に受診票と案内を送付しています。詳しくは案内をご覧ください。

農業委員の推薦・募集について

【お問合せ先】農業委員会事務局

【電話番号】62-9234

農業委員の地区推薦・公募

平成31年は農業委員の改選の年となります。農業委員の選出方法は、以前の公職選挙法に基づく選挙から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更となっています。

任命にあたって、農業委員の定員14人を「地区からの推薦」11人（別表1）と「町内全域からの推薦及び募集」3人（別表2）に分け推薦及び募集を求めます。

「地区からの推薦」は、区及び集落組合の代表者から推薦されるもので、「町内全域からの推薦及び募集」は、町内全域から公募するものです。

認定農業者を過半数に・利害関係者以外の登用

地区からの農業委員推薦について法律の改正により、農業委員の過半数は、認定農業者であることが必要になりました。

また、農業委員会の仕事に関し、利害関係を有しない者が含まれていなければなりません。

※利害関係を有しない者

農地を所有していない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等

女性や青年の登用促進

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが必要となります。

地区からの農業委員推薦について

各区及び集落組合の代表者は、町内在住で、農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方の推薦をお願いします。

【推薦定員】

11名

【推薦期間】

1月9日（水曜）から2月5日（火曜）

【提出先】

農業委員会事務局（役場2階13番窓口）

【地区からの推薦】

（別表1）

町内全域からの農業委員推薦及び募集について

町内在住で、農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方を募集します。

農業委員として推薦したい人がいる方、農業委員として応募したい方は、「農業委員推薦届」または、「農業委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

【募集定員】

3名（利害関係を有しない者を含む）

【募集期間】

1月9日（水曜）から2月5日（火曜）

【提出先】

農業委員会事務局（役場2階13番窓口）

【町内全域からの推薦及び募集】

（別表2）

農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会は地域で活動する推進委員を委嘱します

農業委員と同じく、平成 31 年は農地利用最適化推進委員の改選を行う年です。農業委員会は、担当する区域を定め、農地の利用状況や利用意向調査、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止など「農地等の利用の最適化」のための活動を行う推進委員を委嘱しています。

推進委員の募集について

町内在住で、「農地等の利用の最適化」の推進に熱意と識見を有する者を募集します。

推進委員として推薦したい人がいる方、推進委員として応募したい方は、「推進委員推薦届」または、「推進委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

【担当区域】

本郷地区:1 人、落合地区:1 人、境地区:1 人、富士見地区:1 人

【募集定員】

4 名

【募集期間】

1 月 9 日(水曜)から 2 月 5 日(火曜)

【提出先】

農業委員会事務局(役場 2 階 13 番窓口)

※各推薦届・応募届は、町ホームページ(<http://www.town.fujimi.lg.jp/>)からダウンロードするか、上記窓口でお受け取りください。

※農業委員、推進委員ともに定員を超えた場合には、選考を行います。

※推薦・応募資格など詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

平成 31 年度市民農園利用者募集

【お問合せ先】農業委員会 事務局

【電話番号】62-9234

野菜を自分自身の手で一から育てる喜びを味わってみませんか？

どうぞ、ふるってご応募ください。

【農園場所】

ふれあい農園 新田

【貸付期間】

1 年契約

平成 31 年 4 月 1 日から開始予定

【利用料】

1 区画 (50 平方メートル) 当たり 5,000 円 [年間]

【資格要件】

住所要件は問いませんが、通園及び管理が可能な方に限ります。

お一人2区画まで利用が可能です。

※町が貸付をする農地は、町が定めた農園内の土地に限ります。

※応募者数によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

富士見町教育委員会だより第157号

【お問合せ先】平成31年1月1日発行 富士見町教育委員会編集

【電話番号】62-9235

【メールアドレス】kodomom@town.fujimi.lg.jp

富士見中学校 合唱祭

富士見中学校の合唱祭が11月24日（土曜）に行われました。

言葉一つ一つに想いを込めて歌うことなどを意識し、練習を重ねてきました。どのクラスも美しい歌声で、それぞれの曲の世界を豊かに表現していました。

特に後半の3年生の各クラスの発表や学年発表は、心に響く歌声や美しいハーモニーで圧巻の合唱でした。仲間と心を合わせて歌うことを通して、さらにクラスとしてのまとまりが感じられました。

保護者や地域の方々も、体育館いっぱいに広がる生徒達の歌声に聴き入っていました。

縄文パーティー

富士見小学校の6年1部の児童が総合的な学習の一環で作った竪穴住居が完成し、協力して下さった保護者や地域の方を招待して、お披露目の縄文パーティーを開きました。

児童は縄文時代の衣服の貫頭衣を着て、縄・梁・カヤなど各係ごとに、住居作りで大変だったことや工夫したことを発表し、住居の中も案内しました。高さ3m、直径4.5mほどあり、中は意外と広かったです。

井戸尻考古館の古代ハスの葉を使ったハス茶を複製の縄文土器で沸かして、みんなで乾杯し、力を合わせて作った住居の完成を祝いました。

子ども科学教室

12月1日（土曜）に小学生対象の子ども科学教室を町民センターで開催しました。

今回のテーマは「光のふしぎ」で、講師の先生方の説明を受けながら「虫めがねの遠めがね」と「ガチャカプセル万華鏡」を作りました。

参加者は、「勉強になったし楽しく作れた」「身近な物を使って、こんな工作ができて良かった」と感想を話していました。

初めの一步 Part2

新年あけましておめでとうございます。

様々な門出が待つ新しい年の初めに、胸を膨らませている子ども達に幸多かれと願います。

子育て相談員として、「乳幼児健診、保育園訪問、のびのび広場、すくすく広場」等に参加し支援を行っています。その一コマとして、乳幼児健診、保育園訪問を紹介します。

1歳6ヵ月児健診では、身長、体重等を計測します。洋服を脱がそうとする母にしがみつき大声をあげて泣き出す子、周りを見渡し泣くのをじっと堪えている子、泣かずに測定を受ける子、様々な姿があります。大声で泣くお子さんのお母さんは、ハラハラ、ドキドキ、お母さん自身の泣きたい気持ちが伝わってくるようです。あるお母さんは、自分が身長計に乗り、「こうやって、やるんだよ」とやって見せる微笑ましい姿もあります。

子どもに付き合うのは、あの手この手となかなか労力がいらいますね。「子育ては楽しく」とは言うものの、親御さんの精神状態を試される、何とも根気のいる関わりですね。

ある保育園を訪問した時は、秋が深まり肌寒い日でしたが、子ども達は風の子、園庭で元気に弾むような声をあげ遊んでいました。空に浮かぶ雲を眺め、「わー、わたあめみたい」「ぞうさんみたい」「ちようちよみたい」と雲の形に子どもたちの想像力が膨らむ姿に素晴らしさを感じ、思わず「目をつむり、みんなで10かぞえるよ～」と声をかけました。子どもたちと大声で「1、2、3、4、」と10数え、パッと目を開けると、上空は風が強く吹いていたのでしょう、さっきまで見えていた雲の形があっという間に変わり、違う形になっているのを見て、子どもたちは驚きとともに、次に現れた雲の形になお一層想像力を膨らませ「ぞうさんが、魚になった～」「鳥になった～」と友だち同士で、お互いの見ている雲を確認し「ほんとだ～」「見える、見える」とそれぞれが見て想像している形を認め合い、共有している姿を見て、微笑ましく温かさを感じました。

子ども達の想像力は無限で、おもしろいですね。様々な場所で、子どもたち、保護者さん、保育士さんに関わりながら、子育てを応援しています。日々の生活の中での子どもさんの成長発達についての心配や困り事等、微力ではありますが、よりよい方法や支援を一緒に考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

(子育て相談員 佐久近子)

平成31年度児童クラブ入所申請の受付について

【お問合せ先】富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係

【電話番号】62-9237

来年度、児童クラブの入所を希望される方は申請書・就労証明書にご記入の上、下記期間中に提出してください。

平成31年度の申請書は各児童クラブには配置してありませんので、役場2階子ども課子ども支援係までお越しいただき、お受け取りください。

また、提出については学校・保育園への提出はできませんのでお間違えの無いようお願いいたします。ただし、継続利用される方のみ、現在利用中の児童クラブへの提出が可能です。

ご不明な点は、係までお問い合わせください。

【書類提出期間】

平成31年1月8日（火曜）から1月31日（木曜）

【提出先】

1. 子ども課子ども支援係（役場2階11番窓口） 午前8時30分から午後5時15分
2. 各児童クラブ（継続利用の方のみ）

「食育推進チーム」だより

賢く選んで、おいしく食べよう！～食事は楽しく、残さずに～

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】62-9134

「高校生は『ボリューム感ある食事』が好き、でも実際は？」

高校家庭科の食生活分野の授業では、まず配膳盆を使って料理の位置を確認します。純和食を知らない高校生は多く、配膳の位置を学ぶことも大切にしています。主食は左、汁物は右、主菜は汁物の奥、副菜は主食の奥と確認ができたなら、“自分が食べたい献立”と“実際に食べた1日の食事”を「食事バランスガイド」で評価します。

高校生が「食べたい」と挙げた献立は、主菜・副菜がそろっていて、品数の多いボリュームのある食事でした。しかし、実際に食べた1日の食事は、全体的に量が少なく、主食が足りない、乳製品や果物を食べないという生徒が多くいました。中には、食事を「食べていない」「覚えていない」生徒もいます。バランスのよい食事にするためには足りない料理はなにか、どんな料理を足したらよいかを考え、食生活を見直すきっかけとなりました。

また、手軽に買えるペットボトル飲料は糖分が多く含まれているものが多いので、なるべくお茶や水を飲むように心がけましょう。

どのような食事が健康的なのかかわかっていても、毎日が忙しく実践できないという方もいます。定期的に食生活を振り返り、見直してみましよう。（富士見高校家庭科教諭）

消費者見守り情報No. 93

～県が推進している「エシカル消費」とは～

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】75-8188

【お問合せ先】長野県中信消費生活センター

【電話番号】0263-40-3660

長野県が第2次長野県消費生活基本計画の重点目標として「長野県版エシカル消費」の認知度100%

を目指すこととしています。

「エシカル消費」って何だろう？

エシカルとは“倫理的・道徳的”という意味で、「エシカル消費」とは、「人や社会、環境に配慮したものやサービスを選択して消費する」ことを言います。

私たちの消費には力があります

日本の経済全体の約6割は家計の支出となっており、個人の消費が社会に与える影響は決して小さくはありません。何かを「買う」という行動は、それをつくった人や企業に利益を与えることとなります。私たちの「買う／買わない」という選択は、人や社会、環境に配慮することを生活の重点とするような社会に変えていける力があります。

私たちの消費には力があります

いきなり全ての買い物（消費）を「エシカル」にすることは現実的に難しいでしょう。

まずは、できることから取り組み、「どこでつくられたのかな？」「環境にやさしいかな？」などのエシカル的な目線を加えてみてください。こうしたことが、「エシカル消費」につながる第一歩になります。

まずはこんなところからはじめてみませんか？

- ・ 必要なものを、必要な分だけ買うように心がけましょう。
- ・ 電気や水を大切に使いましょう。
- ・ リユース、リサイクルできる製品を選びましょう。
- ・ 買い物するときはその生産地や生産国をチェックしましょう。
- ・ 値段の安さだけでなく、長く使えるかどうかを重要視しましょう。
- ・ 積極的に地元で買い物をして、できるだけ地元の産品を買きましょう。
- ・ エシカルな認証やマークがついた商品やサービスを手に取ってみましょう。

くらしの情報

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

富士見都市計画変更に係る案の縦覧について

【お問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9216

諏訪南行政事務組合が茅野市米沢地区に計画している、リサイクル処理施設「諏訪南リサイクルセンター」の建設に伴い、富士見都市計画の変更を行います。この度、富士見都市計画 ごみ処理場・汚物処理場（一般廃棄物処理施設）の変更案がまとまりましたので縦覧します。

【縦覧する案の概要】

富士見都市計画 ごみ処理場・汚物処理場（一般廃棄物処理施設）の変更
（諏訪南リサイクルセンターの追加）

【縦覧期間】

1月8日（火曜）から1月22日（火曜）土曜・日曜・祝日を除く
（午前8時30分から午後5時15分）

【縦覧場所】

建設課 都市計画係（役場2階8番窓口）

【意見書の提出について】

町内に在住の方、その他計画の変更について利害関係を有する方で、本案に意見のある方は、意見書を提出することができます。意見書の様式は、町のホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/index2.html>）からダウンロードできます。

また、上記縦覧窓口でもお渡しできます。

【意見書の提出先】

上記の縦覧窓口までご提出ください。また、郵送による提出も可能です。

【意見書の受付期間】

1月8日（火曜）から1月22日（火曜）土曜・日曜・祝日を除く

※郵送の場合：1月22日（火曜）必着

（午前8時30分から午後5時15分）

住民だより12月

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

くらしのガイド1月（1月1日～2月10日）

※2月の内容は次号と重複する場合があります

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

コミュニティ活動 かわら版

【お問い合わせ先】 富士見町有害鳥獣対策協議会（産業課 農林保全係）

【電話番号】 62-9222

「鳥獣害対策の第1歩」～生態を知ろう：カモシカ～

富士見町に生息はしていますが、見ることも珍しい「カモシカ」は、国の特別天然記念物に指定されている動物です。シカとよく似た被害を発生させるということで、一部地域では数を減らすための捕獲も行われていますが、基本的にはこれ以上数を減らしてはいけない動物です。黒い見た目から「クマが出た」と通報されることもよくありますが、見かけたらそっとしておいてあげましょう。

食性：草や木の葉、木の実や花など、植物であればなんでも食べる。少量食べて移動する「つまみ食い」が特徴です。

生態：標高 1,500m～2,000m 付近の森林地帯に生息します。単独で居ることが多いですが、時には夫婦で居ることも。

特徴：個体によって白色や灰色、オレンジなど毛色が大きく異なります。富士見町のカモシカは、全体的に黒っぽい色をしています。

被害：農地の踏み荒らし、樹皮での角研ぎ。（町内では未確認です。）

対策

カモシカを農地に入れないようにしてください

カモシカによる農作物被害が発生しても、基本的に捕獲ができません。農地の周りにネットを張る、農地と森の間の草刈りをするなど、カモシカが加害者にならないよう、カモシカを森へ帰す対策をしてください。

富士見町スポーツ少年団だより

【お問合せ先】富士見町スポーツ少年団事務局（町民センター内）

【電話番号】62-2400

富士見サンキッズバレーボールスポーツ少年団

私たち富士見サンキッズは、バレーが大好きな小学1年生から6年生までの総勢40名で活動しています。毎週木曜日の夜と土曜日の午前中、主に海洋センターで練習をしています。

「週2回の練習で県大会出場！」を合言葉に、チーム全員で最後まであきらめないバレーを目指しています。バレーを通して1球を繋ぐ強い気持ちと仲間を大切にすることを学び、声を出して楽しくバレーをしています。

日頃お世話になっている方々への感謝の気持ちを忘れずに、これからもバレーを楽しんでいきたいと思えます。

皆さんもぜひ一度、富士見サンキッズの練習を見に来てください。

練習日

木曜日と土曜日

時間

木曜日（午後6時30分から8時30分）

土曜日（午前9時から午後0時30分）

場所

海洋センター

団員

小学1年生から6年生

富士見町のAEDはどこにあるの？

【お問合せ先】日本赤十字社富士見町分区富士見町赤十字奉仕団（住民福祉課社会福祉係）

【電話番号】62-9144

とっさの時にいのちを救うAED。病院や駅など、町中でよく見かけるようになりましたが、富士見町内でAEDがどこにあるかご存知ですか？

富士見町赤十字奉仕団では、町内のAED設置個所が一目でわかる「富士見町 AED マップ」を作成しました。万が一の時のために、日頃からAEDがどこにあるか意識して生活してみましょう。

AEDとは

AEDは、救急現場で一般住民が電気ショックを行えるように設計された機器です。心停止の原因となる「心室細動」を正常に戻すためには、電気ショックが必要です。電気ショックが1分遅れるごとに、生存退院率は7から10%ずつ低下しますので、迅速な対応が鍵となります。

救急法講習会を開催しています

日本赤十字社では、AEDの使用法や、心肺蘇生法、けがの応急手当の方法等、救急法の講習会を開催しています。

各地区、団体等への出張講習も可能です。講習を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

子育てはたくさんの笑顔とたくさんの手で

子どもの場所から

【お問合せ先】NPO法人ふじみ子育てネットワーク

【電話番号】62-5505

「子育てひろば AiAi の役割」

先日、「高校内お悩み相談居場所カフェ」の活動が広がっている、との報道がありました。

「居場所カフェ」とは高校生が学校の中でジュースやお茶を飲みながら自由に過ごし、NPOのスタッフや地域のボランティアと雑談をしながら悩みを相談できるスペースのことで、2012年に大阪の高校で始まり、現在全国で約30ヶ所に広がっているとのこと。

その魅力は、“敷居の低さ” だそうです。

「相談窓口」「個別相談」は生徒にとってハードルが高く設置しても利用が進まなかったのが、気軽な出会いから始まり会話を通じて信頼関係を築く中で、生徒の困り感を理解し、必要に応じて具体的な支援につなげていく、そのことで中退や進路未決定などの予防になっている、と担当の学校相談員の言葉が紹介されていました。

この高校内の居場所カフェは、まさに子育てひろばの活動と同じです。対象が、乳幼児を子育て中の親であるか高校生であるかの違いがあるだけで、まずはリラックスして過ごせること、利用者を受容し、何気ない会話を通じて信頼関係を築くことに重点を置き、信頼関係があることで話せる悩みについて一緒に考え、必要であれば具体的な支援へとつなげます。時間がかかるようで、実は一番近道で、利用者が抱えている課題に対して自分で納得して自己決定しながら解決の方向に向けられる方法だと思います。

大切なことは、何かが起こる前に、起こらないようにすること。子育てひろばの一番の役割は「予防的支援」です。ここに力を入れることで、解決困難な事例が激減します。

長野県宝指定記念展「富士見町の至宝と井戸尻の魅力」展を開催します

【お問合せ先】井戸尻考古館

【電話番号】64-2044

定されました。これを記念して、新指定の5点を改めてご紹介します。

【日時】

1月16日（水曜）～3月31日（日曜）

（休館日：月曜日および祝日の翌日 ※2月11日（月曜・祝日）は開館します）

【場所】

井戸尻考古館 展示室

【観覧料】

大人300円、小中学生150円

※富士見町及び諏訪地域の小中学生は無料です。

※2月23日（土曜）・24日（日曜）は「富士見の日」のため入館無料です。

【展示解説】

1月20日（日曜）、2月23日（土曜）、2月24日（日曜）、3月23日（土曜）

いずれも午後1時30分から

※展示解説日は町民の方は入館無料です。（住所の分かるものをご提示ください。）

八ヶ岳エリア「寒いほどお得フェア 2019」

【お問合せ先】（一社）八ヶ岳ツーリズムマネジメント

【電話番号】 0551-48-3457

URL <https://tenkuhaku.com/samutoku/>

八ヶ岳観光圏エリア（山梨県北杜市・富士見町・原村）の 77 店舗の参画店（飲食店・宿泊施設）において、その日の朝 10 時の気温が寒いほど対象商品が割引となる、寒い冬の八ヶ岳を楽しめる企画です。（宿泊施設は、次回使える割引券がもらえます。）

割引率

+5℃以下→10%OFF

0℃以下→30%OFF

-5℃以下→50%OFF

【開催期間】

1月12日（土曜）から2月17日（日曜）

【観測点】

北杜市清里駅前観光案内所「あおぞら」特設寒暖計

※その日の割引率はホームページをご覧ください。

町営住宅入居者募集

【お問合せ先】総務課 管財係

【電話番号】 62-9325

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

住宅の概要（募集戸数：3戸）

住宅名：立沢公営住宅 1号・3号

構造等：簡易平屋 昭和54年度建築

規格：3DKY

家賃：11,700円から23,000円

所在地等：富士見町立沢 5411-1

本郷小学校より北へ1.0km

住宅名：乙事町営住宅 1号

構造等：木造平屋建昭和60年度建築

規格：2KY

家賃：30,100円（一律）

所在地等：富士見町乙事 529-2

本郷小学校より南へ約 1.4 km

D…ダイニング K…台所 Y…浴室（浴室給湯・浴槽付）

【募集期間】

1月4日（金曜）から1月17日（木曜）

【申込方法】

総務課 管財係に備え付けまたは町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】

公開抽選

【抽選日時】 1月18日（金曜） 午前10時から

【会場】

役場3階 図書室

【入居日】

原則として入居決定後10日以内

【入居資格】

次の1～6の資格を全て満たす方

1. 地方税を滞納していない方
2. 現に同居し、または同居しようとする親族があること
（町条例第5条第2項に該当する場合、乙事町営住宅は単身入居可）
3. 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
一般世帯：158,000円以下
高齢者身体障害者世帯等：214,000円以下
4. 現に住宅に困窮していることが明らかな方（他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可）
5. 町内に住所または勤務先を有する方
6. 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

【注文受付期間】

11月16日（金曜）から12月31日（月曜）

【協力】

富士見町特産品事業推進協議会事務局 富士見町観光協会

【電話番号】

62-5757

【取扱店・発送元】

めぐりモールふじみ A・コープファーマーズ富士見店 サービスカウンター

平成 30 年富士見町重大ニュース

1

【項目】

富士見高等学校園芸科が栽培しているトマトで「グローバルG.A.P.」の認証を取得（3月29日）

【概要】

富士見高等学校の園芸科の生徒が栽培しているトマトで、農産物の安全性を担保する国際基準の「グローバルG.A.P.」の認証を取得しました。

2

【項目】

富士見パノラマリゾート内に「釜無ホテイアツモリソウパノラマ山麓実験園」オープン（5月12日）

【概要】

絶滅危惧種に指定されている「ホテイアツモリソウ」の山麓実験園が富士見パノラマリゾート内にオープンし、5月中旬から6月中旬まで一般公開されました。

3

【項目】

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉾山と縄文人に会おう旅—」認定（5月24日）

【概要】

富士見町をはじめとする長野県と山梨県の14市町村にまたがり、縄文の魅力を発信するストーリーが認定されました。とりわけ富士見町の国重要文化財や国史跡、長野県宝などは、造形的に優れているだけでなく、歴史資料としての価値も高く評価されています。

4

【項目】

「ゆめひろば富士見」オープン（7月11日）

【概要】

この広場は「子どもたちの笑顔と歓声があふれ、町民が気軽に集い、親しみ、安らげる広場」をコンセプトに建設を進めてきました。「ゆめひろば富士見」の名称は、子どもたちや町民の皆さんが夢を育み、夢を語る場になることを願って付けられました。

5

【項目】

町内農業法人等の新鮮な野菜を販売する「富士見マルシェ」開催（8月11日）

【概要】

地消地産の推進を目的に、町内の農業法人等が栽培した新鮮な野菜を販売する「富士見マルシェ」がスタートしました。遠出の買い物が難しい方のために、町中心部だけでなく各地区への出張販売も行うなど、新たな取り組みも進めています。

6

【項目】

台風 21 号・24 号による災害発生（9 月 4 日から 5 日、9 月 30 日から 10 月 1 日）

【概要】

大型の台風 21 号と 24 号の襲来により、町内で倒木による停電や河川の氾濫等が発生しました。特に 24 号の際は、八ヶ岳山頂付近で大雨による崩落があり、切掛川に土石流が発生し、富士見高原ゴルフコースや下流の母沢川に流れ込み、甚大な被害を受けました。

7

【項目】

長野県宝「信州の特色ある縄文土器」指定（9 月 27 日）

【概要】

長野県内の特色のある縄文土器 185 点が長野県宝に指定され、富士見町では 5 点が選ばれました。いずれも地域を代表する土器で、富士見町の長野県宝は 2 件 12 点となりました。

8

【項目】

富士見中学校生徒が長野県中学校駅伝競走大会女子の部で準優勝（11 月 3 日）

【概要】

長野県中学校駅伝競走大会で富士見中学校女子陸上競技部が準優勝しました。11 月 23 日の北信越大会では 9 位の成績を収めました。

9

【項目】

富士見町消防団第十分団が長野県消防ポンプ操法大会（ポンプ車操法の部）で優勝し、全国消防操法大会（ポンプ車の部）へ出場（10 月 19 日）

【概要】

7 月の諏訪地区消防ポンプ操法大会（ポンプ車操法の部）で富士見町が連覇、大桑村で行われた長野県消防ポンプ操法大会（ポンプ車操法の部）で優勝し、富山市で行われた全国消防操法大会へ出場しました。

10

【項目】

富士見高原リゾートが「信州おもてなし大賞（3 月 20 日）」「長野県知事表彰 [福祉のまちづくり分野]（12 月 17 日）」「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰内閣府特命担当大臣表彰奨励賞（12 月 18 日）」を受賞

【概要】

障がいの有無や年齢に関わらず誰もが楽しめる観光地づくりを目指し、自然を維持しながら多様な移動手段と受入れ環境を提供するユニバーサルフィールドを先駆的に整えている取り組みについて、観光・福祉の方面より表彰されました。

姉妹町西伊豆だより

2019 年西伊豆町町民カレンダー好評販売中

【お問合せ先】西伊豆町役場 まちづくり課

【電話番号】0558-52-1966

富士見町の皆さん、あけましておめでとうございます。今年も西伊豆だよりをよろしくお願ひします。西伊豆町では、平成 29 年度のふるさとフォトコンテスト（夕陽部門・ふるさと部門）の写真を使用した「西伊豆町町民カレンダー」が好評販売中です。

どのページをめくっても、幻想的な夕陽や西伊豆町の何気ない日常の風景を、お楽しみいただけます。お電話での郵送販売受付やホームページでの販売受付も行っており、富士見町の皆さまにもお買ひ求めいただけます。

これから一段と寒さが増す中で、西伊豆町の暖かい写真に癒されてみてはいかがでしょうか？

広報ふじみあとがき

町の人口と世帯数 平成 30 年 12 月 1 日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性：7,155 人（8 人減少）

女性：7,451 人（12 人減少）

合計：14,606 人（20 人減少）

世帯：5,952 世帯（3 世帯減少）

発行日

平成 31 年 1 月 1 日

編集・発行

富士見町総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

E メール

fujimi@town.fujimi.lg.jp

※平成 31 年 5 月より新年号となりますが、本誌では便宜的に「平成」を継続使用します。

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号：0120-890-422